

第2章

就業支援に関する 施策等

母子家庭の母の就業支援に関する施策

平成14（2002）年11月の母子及び寡婦福祉法の改正に基づき、国として母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針を策定した（平成15年3月策定、平成16年2月一部改正）。これを受け、都道府県等においても母子及び寡婦自立促進計画を策定しているところである（平成16年12月末現在では13地方公共団体が策定済、平成16年度中に87地方公共団体が策定予定）。これらに基づき、平成16（2004）年度においては、以下のような具体策を展開している。

1 就業相談・就職支援

母子家庭の経済的な自立を図る上で、就業支援は極めて重要である。全国の公共職業安定所を通じて、年間5万人以上の母子家庭の母が就職しているが、これに加えて、平成16（2004）年度からは、母子家庭の母の就業支援も含めた総合的支援を行うため、母子自立支援員の大幅増員、地域の拠点としての母子家庭等就業・自立支援センターの設置・活用などを進めているところである。

(1) 母子自立支援員の配置

母子家庭の母等に対しては、離死別直後の精神的安定を図り、その自立に必要な情報提供、相談等の支援を行うとともに、職業能力の向上や求職活動に関する支援を行うことが重要である。このため、従来から都道府県に配置されていた母子相談員について、平成15（2003）年4月に施行された改正母子及び寡婦福祉法により、母子相談員の名称を母子自立支援員に改めるとともに、配置が市及び福祉事務所設置町村にまで拡大され、業務についても職業能力の開発の向上と求職活動に関する支援が追加された。これにより、母子自立支援員は、就業問題なども含め母子家庭及び寡婦の抱えている問題を把握し、その解決に必要な助言及び情報提供を行うなど、母子家庭の母の自立に向けた総合的な支援を行うことが期待されている。

さらに、母子自立支援員が十分にその役割を果たせるよう、全国研修会やブロックごとの研修会を開催し、関連諸分野の専門家を講師として招くなどして、その資質の向上を図るとともに、会議等を通じて適切な配置について依頼を行った。これにより、全国における母子自立支援員の配置は、平成15（2003）年度には1,343名であったものが平成16（2004）年度には1,373名と増加したところである（図表2-1-1）。

図表2-1-1 母子自立支援員の配置状況

	常勤	非常勤	計
平成14年度	368名	842名	1,210名
平成15年度	381名	962名	1,343名
平成16年度	422名	951名	1,373名

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

(注) 各年度3月末現在。平成16(2004)年度については、平成16(2004)年12月末現在。

(2) 母子家庭等就業・自立支援センター

①概要

母子家庭等就業・自立支援センターは、母子家庭の母に対する就業相談の実施、就業支援講習会の実施、就業情報の提供等一貫した就業支援サービスを提供するため、平成15（2003）年度より新たに創設された事業である。

実施主体は地方公共団体（都道府県、指定都市及び中核市）であり、国と地方公共団体が2分の1ずつ費用を負担している。

また、本事業は、母子福祉団体、社会福祉協議会等に委託して実施することができるようされている。

母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施状況は次のとおりである（図表2-1-2）。

図表2-1-2 母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施状況

	都道府県(47)	指定都市(13)	中核市(35)	合計(95)
実施自治体数	47か所 (39か所)	12か所 (8か所)	21か所 (11か所)	80か所 (58か所)
実施割合	100.0% (83.0%)	92.3% (61.5%)	60.0% (31.4%)	84.2% (61.1%)

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

(注) 1. 上段の数字は、平成17（2005）年2月現在のものである。
2. 下段（ ）内の数字は、平成16（2004）年1月現在のものである。

平成16（2004）年度においては、全国80か所の自治体で母子家庭等就業・自立支援センター事業が実施され、新潟県、富山県、愛知県、高知県、大分県においては、県、指定都市、中核市による共同設置がなされるなど、地域の実情に応じ実施されている。

母子家庭等就業・自立支援センター事業における無料職業紹介の許可取得状況は平成16（2004）年12月末までに全国で34か所となっており、事業主に対する各種助成金も活用した職業紹介を実施している。

母子家庭等就業・自立支援センター事業については、平成15（2003）年度に比べ、その取組みは大きく進展しており、都道府県、指定都市においては、おおむね母子家庭等就業・自立支援センターが設置されたところである。しかしながら、中核市においては、母子家庭等就業・自立支援センター設置自治体が60%となっており、今後、都道府県との共同設置化を図るなど、地域の実情に応じた取組みを進める必要がある。

②就業相談、就業促進活動

母子家庭の母等の就業相談に応じ、家庭の状況、職業能力の適性、職業訓練の必要性等を踏まえ、就業への意欲形成、事業を経営するまでの問題等について適切な助言を行うとともに、求人情報等を提供している。また、就業に係る巡回相談を行うとともに、地域の企業の母子家庭の母に対する理解と協力を得つつ、求人を開拓する就業促進活動を行っている。

就業相談の実施状況は、次のとおりである（図表2-1-3）。

図表2-1-3 就業相談の実施状況

相談件数	就業実績（延べ数）				
	総 数	内 訳			
		常勤	非常勤・パート	自営業・その他	
23,092件 (9,435件)	2,226人 (765人)	947人 (216人)	1,218人 (535人)	61人 (14人)	

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

(注) 1. 上段の数字は、平成16（2004）年4月から12月までの実績である。

2. 下段（ ）内の数字は、平成15（2003）年4月から12月までの実績である。なお、平成15（2003）年度の実績は、相談件数が14,585件、就業総数が1,262人となっている。

平成16（2004）年4月から12月において、就業相談件数は昨年度より約1.6倍増加しており、就業実績も約1.8倍増加している。就業実績の内訳における常勤の構成割合は、平成16（2004）年4月から12月が42.5%となっており、昨年度の33.3%より9.2ポイント上昇した。

③就業支援講習会等事業

母子家庭の母等については、就業経験がない者、専業主婦であった期間が長く再就職に不安がある者、転職希望はあるが仕事と家庭の両立に不安を抱えている者、就業に際して必要な技能の習得やよりよい仕事に就くためのキャリアアップを望む者、起業するためのノウハウの習得を望む者など、様々なニーズが考えられる。

そこで、地域の様々なニーズに応じて、仕事に結びつく可能性の高い能力や資格を習得するための就業支援講習会を開催しており、その実施状況は次のとおりである（図表2-1-4）。

図表2-1-4 就業支援講習会の実施状況

受講者数（延べ数）		就業実績（延べ数）		
総数	総数	内訳		
		常勤	非常勤・パート	自営業・その他 (不明含む)
15,275人 (9,083人)	618人 (400人)	244人 (99人)	341人 (232人)	33人 (69人)

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

(注) 1. 上段の数字は、平成16(2004)年4月から12月までの実績である。

2. 下段()内の数字は、平成15(2003)年4月から12月までの実績である。なお、平成15(2003)年度の実績は、受講者数が15,504人、就業総数が757人となっている。

④就業情報提供事業

講習会修了者等の求職活動を支援するため、公共職業安定所等職業紹介機関と連携しつつ、母子家庭等就業支援バンクを開設し、母子家庭の母等の希望する雇用条件等を登録し、希望に応じた求人情報を登録された母子家庭の母等に適宜提供するとともに、インターネット等を活用した情報提供、電子メールによる相談、企業等への雇用を促進するための啓発活動なども行っている。

就業情報提供事業の実施状況は、次のとおりである（図表2-1-5）。

図表2-1-5 就業情報提供事業の実施状況

情報提供者延べ人数	就業実績（延べ数）				
	総 数	内 訳			自営業・その他
		常勤	非常勤・パート		
16,065人 (2,888人)	1,491人 (319人)	633人 (74人)	810人 (235人)	48人 (10人)	

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

（注）1. 上段の数字は、平成16（2004）年4月から12月までの実績である。

2. 下段（）内の数字は、平成15（2003）年4月から12月までの実績である。なお、平成15（2003）年度の実績は、情報提供延べ人数が7,256人、就業総数が653人となっている。

⑤特別相談事業

母子家庭の生活の安定と児童の福祉の増進を図るために、養育費の取決めなど生活に密着した様々な法律・経済的問題等について、弁護士等の専門家による相談事業を実施している。

特別相談事業の実施状況は、次のとおりである（図表2-1-6）。

図表2-1-6 特別相談事業の実施状況

相談延べ件数	総 数	相 談 内 容						
		養育費 (取決め)	養育費 (履行確保)	法律問題		子育て・ 生活支援	その他の 相談	
				経済的相談	その他			
		3,197件 (1,802件)	433件 (299件)	198件 (95件)	668件 (526件)	758件 (555件)	365件 (189件)	775件 (138件)

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

（注）1. 上段の数字は、平成16（2004）年4月から12月までの実績である。

2. 下段（）内の数字は、平成15（2003）年4月から12月までの実績である。なお、平成15（2003）年度の実績は、相談延べ件数2,585件となっている。

⑥母子家庭等就業・自立支援センター事業等への評価

母子家庭等就業・自立支援センターの活動により、就業に結びついたことが明らかなものは、延べ4,335人（平成16年4月から12月までの就業相談事業、就業支援講習会等事業及び就業情報提供事業の実績の計、地方公共団体把握分に限る。なお、平成15年同時期の実績は延べ1,484人となっている。）である。

母子家庭等就業・自立支援センターの就業実績については、延べ310名の就業実績を挙げたセンターなど、延べ100名以上の実績を挙げるセンターがある反面、就業実績を挙げられていないセンターもある。

母子家庭等就業・自立支援センター事業を始め、自立支援事業が制度として定着しつつある一方で、地方公共団体の取組みについては精査がみられる。就業支援について、地方公共団体に一層積極的に取り組んでいただく必要があり、地方公共団体のインセンティブを高めるよう努めていく。

LAURE

～セントレアのように羽ばたく愛知の母子家庭等就業・自立支援センター～

愛知県内の母子家庭は推計77,700世帯（全世帯に占める母子家庭の割合2.91%）である。年間総収入額は200万円未満の割合が57.4%、平均年間総収入額222万円と、経済的に厳しい状況が覗える（愛知県、平成15年度母子家庭・父子家庭及び寡婦家庭調査、2003年）。

愛知県は母子家庭等就業・自立支援センター事業を、平成15（2003）年度から（財）愛知県母子寡婦福祉連合会に委託して実施したが、平成16（2004）年度からは、名古屋市、豊橋市、岡崎市及び豊田市と共同で、（財）愛知県母子寡婦福祉連合会へ委託実施している。なお、経費はそれぞれの自治体の人口按分により負担している。

共同実施によるメリットは、①企業の求人情報を共有できること、②就業支援講習会の開催に伴う事務は、共同実施が効率的であること、③母子家庭等にとって、県内の居住地に関わらず、同じ支援サービスを受けることができること、④中核市にとって、就業支援講習会の実施や、求人開拓を行う担当者の配置が、応分の経費負担により可能になること、などがある。

一方、共同実施の問題点は、就業支援講習会や法律相談の実施場所が、人口分布や交通の利便性、会場等を考慮すると、大きな市に限定されてしまうことである。

なお、実施にあたっては、2～3か月に1回、各自治体担当者と受託者が、意見調整等を行っている。

۲۴۷

～北海道における母子家庭等就業・自立支援センター事業の取組み～

社会福祉法人函館市民生事業協会函館高砂母子ホームでは北海道の委託事業（北海道新生プラン・政策68）として、母子及び父子等の就業支援を総合的に行うため、平成16（2004）年7月1日に母子家庭等就業・自立支援センターを開設し、同時に無料職業紹介所を併設した。

平成16（2004）年7月～平成17年2月現在の累積実績（延べ人数）は就業相談者が390人、採用決定者数が29人、求職登録者が125人、求人登録企業は87社で145人、生活相談者は183人（295件）である。

事業内容は就業相談・生活相談・ハローワークと連携した求人情報提供・独自の雇用開拓・就職にかかるセミナーの開催・養育費等に関する弁護士の無料法律相談・児童相談所、ハローワーク、函館市、渡島支庁、母子生活支援施設、当センターによる合同会議・巡回相談・ホームページによる就職情報提供等である。生活相談は就業相談員、就業相談は就業促進員が対応している。

相談者は就業以前に離婚・養育・借金・貧困・DV等の生活課題を抱えており、就業支援と同時にこれらの課題に対する相談支援が求められている。こうした支援は母子生活支援施設が行ってきた自立支援のノウハウが活かされるものである。